

◎新潟県告示第887号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年 7月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	新発田市大友1913番地 1	小野 健太郎 (理事長)
〃	〃 上三光1461番地	藤間 吉男
〃	〃 宮古木1081番地 7	星野 盛二
〃	〃 下楠川43番地	島 守榮
〃	〃 石喜167番地	本間 英介
〃	〃 上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃 小出158番地	鈴木 昇衛
〃	〃 麓399番地	伊藤 隆夫
監事	新発田市下中山146番地	加藤 一明
〃	〃 板山2096番地	石山 育夫
〃	〃 岡田172番地	羽賀 秀雄

就任年月日 平成25年 6月27日

2 退 任

理事	新発田市大友1913番地 1	小野 健太郎 (理事長)
〃	〃 上三光1461番地	藤間 吉男
〃	〃 宮古木1081番地 7	星野 盛二
〃	〃 板山2258番地	佐藤 肇一
〃	〃 下楠川43番地	島 守榮
〃	〃 石喜167番地	本間 英介
〃	〃 小出158番地	鈴木 昇衛
〃	〃 麓399番地	伊藤 隆夫
監事	新発田市下中山146番地	加藤 一明
〃	〃 上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃 岡田172番地	羽賀 秀雄

退任年月日 平成25年 6月26日